

令和3年6月28日（月曜日）

不当要求議員が関わる事業の真相を究明する特別委員会

議会会議室

出席議員

三和 衛、竹尾浩司、常盤真功、白井義一、
西本眞造、杉本博昭、井川一善、竹中隆一、
妻鹿幸二、谷川真由美、大西陽介、伊藤大典

欠席議員

三木和成

開会

8時58分

教育委員会

8時58分

報告事項説明

・白浜小学校の相撲場整備に関すること

質問

9時03分

（質問）

契約日の変更は、契約課も承知していたのか。

（答弁）

学校施設課発注の業務であるため契約課は関与していない。

（質問）

「学校施設課長に不当要求との認識はない。」とあるが、なぜ、教育委員会は不当要求行為に対する認識がそこまでなかったのか。

（答弁）

要望の内容が、職員倫理条例に規定する不当要求行為に該当するかどうかの確認ができていなかった。

今回の松岡議員の要望は、大声を出すものでなかったため威圧感を感じず、さらに執拗に繰り返されるものでなかったが、不当要求行為は要求方法だけでなく要求内容でも該当するという理解ができていなかった。

さらに、要求に応じなければならないような状況に追い込まれていたわけでもなかったため不当要求に対応したという認識もなかった。

（質問）

威圧感を感じず、執拗な要求もなかったのに、このような対応をしてしまったところの問題は大

きいと思う。建設局では、卸売市場の移転という大きな命題があり、松岡議員に配慮しなければいけないという異常な空気感が職員の中にあったが、教育委員会の中にもそのような雰囲気があったのか。

（答弁）

この件に関しては、そのようなことはない。

（質問）

この要望等に係る記録票兼報告書の最終決裁者は誰か。

（答弁）

教育長である。

（要望）

6月24日に開催された教育委員会会議の議事録を本委員会の資料として提出されたい。

（質問）

資料の3ページを見ると、「職員倫理条例に基づき不当要求行為をしたい。」とある。どの時点で不当要求行為と判断することとしたのか。

（答弁）

議案であるため結果は二者択一での判断が求められることになる。事務局から議案として提出する時点で方針変更を行った。

（質問）

契約日を1週間延ばしただけであり、内容や案内した業者も変更されたわけではないが、形だけの変更となっても不当要求であったと理解してよいのか。

（答弁）

事務が遅延したということではなく、その前段として、正当な理由なく、特定の業者に有利または不利に働くような働きかけしたとのことで不当要求行為と判断した。

（質問）

そのような判断をしたということか。

（答弁）

そうだ。

（委員長）

教育委員会会議の議事録はどのタイミングで完

成するのか。

(答弁)

教育委員の署名が必要であり、定例会で承認を得て会議録となる。次回の定例会は7月15日を予定している。

質問終了 **9時13分**

教育委員会終了 **9時13分**

閉会 **9時13分**